

市街化調整区域内農地の許可申請に係る添付書類(第4条許可・第5条許可)

NO	添付書類の種類	書類の内容等	4条	5条
1	土地の登記事項証明書	全部事項証明書 原本(副本はコピー可)	○	○
2	位置図	申請地周辺の土地利用状況が確認できるもの 例:住宅地図の写し	○	○
3	公図の写し	公図の写し 周辺の地目を記入し、申請地をマーカー等で囲ってください	○	○
4	土地利用計画図	雨水・生活排水の排水計画、境界の擁壁などを記入 建築物がある場合は建物平面図・配置図	○	○
5	羽島用水土地改良区の受理証明書	受益地内のみ コピー可	○	○
6	資金計画に基づいて実施するために必要な資力があることを証する書面	預貯金通帳の写し、預金残高証明書、融資証明書等	○	○
7	法人登記(全部事項証明書)又は定款・寄附行為の写し	譲受人(借人)が法人の場合		○
8	住民票または戸籍の附票	①土地所有者の住所が登記簿と異なる場合 (登記簿上の住所と現在の住所が繋がるように) ②譲受人(借人)の住所が町外の場合 ※原本確認を行います。 還付を希望する場合はコピーを添付してください。	△	△
9	他法令の規定による許可等	他法令による許可、認可、関係機関の議決等があったことを証する書面	△	△
10	耕作者の同意があったことを証する書面	地上権、永小作権、質権又は賃借権に基づく耕作者がいる場合		△
11	委任状	代理人が申請手続きを行う場合	△	△
12	同意書	・所有権以外の権限による申請の場合は所有者の同意書 ・賃借権等に基づく耕作者がいる場合は農地法第18条許可があったことを証する書面又はその同意書	△	△
13	仮換地証明	区画整理・土地改良施工中の場合	△	△
14	親権者であることが確認できる戸籍謄本	申請人が未成年者の場合	△	△
15	始末書	申請前に違反転用を行ってしまった場合、その顛末をなどを記した始末書	△	△
16	その他	その他参考となるべき書類 例:納税猶予適用農地の確認等	△	△

※申請書は3部(正本1部・副本2部)必要です。

※必要に応じて、上記以外の書類の提出をお願いする場合があります。

※ご不明な点や詳細につきましては、笠松町農業委員会事務局(058)388-1114までご連絡ください。